

法学学位プログラム(博士後期課程)

共通専門科目(必修科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時間	教室	担当教員	授業概要	備考
OBDL501	企業法特別研究I	2	1.0	1	通年	随時		法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって院生が希望する「企業法研究」について、研究方法を検討し、研究方針を立てさせることを目標とし、演習形式で1年次に開講する。	履修申請は1年次の春A期間
OBDL502	企業法特別研究II	2	1.0	1	通年	随時		法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、1年次に開講する。法学学位プログラム(前期)で提供されている「法文献学パート1」の知識を応用し、我が国における過去の研究等を調査させ、参考文献を収集・整理させることを目標とする。	履修申請は1年次の春A期間
OBDL503	企業法特別研究III	2	1.0	1	通年	随時		法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、1年次に開講する。院生の研究テーマに関連する「外国法」について、文献を調査させ、資料を収集・整理させる。最後に、博士論文の研究課題を確定させることを目標とする。	履修申請は1年次の春A期間
OBDL504	企業法特別研究IV	2	1.0	2	通年	随時		法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、2年次に開講する。主要参考文献(主に邦文)の講読を行い、問題点を検討し、博士論文の内容について推敲させることを目標とする。	履修申請は2年次の春A期間
OBDL505	企業法特別研究V	2	1.0	2	通年	随時		法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、2年次に開講する。主要参考文献(主に外国法)の講読を行い、問題点を検討し、博士論文の内容について推敲させる。日本法を中心とした比較法的研究とするか、もつばら外国法・国際法的研究とするか、この段階で決めさせることを目標とする。	履修申請は2年次の春A期間
OBDL506	企業法特別研究VI	2	1.0	2	通年	随時		法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、2年次に開講する。問題点ごとに検討を深め、博士論文の全体構想を作らせることを目標とする。最後に、論文の中間報告を行わせる。	履修申請は2年次の春A期間
OBDL507	企業法特別研究VII	2	1.0	3	通年	随時		法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、3年次に開講する。中間報告に基づいて博士論文の最初の草稿を作成する。その草稿を批判的に検討し、不十分な点を補充させることを目標とする。この部分では、「法文献学パート2」の知識を応用させることになる。	履修申請は3年次の春A期間
OBDL508	企業法特別研究VIII	2	1.0	3	通年	随時		法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、3年次に開講する。引用文献が適切かどうかを検討し、院生の草稿全体にわたる見直しを行い、必要な手直しを行わせることを目標とする。	履修申請は3年次の春A期間
OBDL509	企業法特別研究IX	2	1.0	3	通年	随時		法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、3年次に開講する。博士論文の体裁等を見直しことを目標とし、完成に向けて最終指導にあたる。	履修申請は3年次の春A期間

専門科目(選択科目)【企業のグローバル化分野】

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時間	教室	担当教員	授業概要	備考
OBDL606	外国会社法	1	1.0	1-3	秋B	木7,8	1F119講義室	弥永 真生	諸外国(主として、アメリカ、EUまたはEU/EEA構成国、コモンウェルス諸国)における会社法関連あるいは会計制度に関連する外国語文献を題材に、講義形式で概説する。参加者に報告を求め、科目担当者がコメントを加え、補足する等をする一方で参加者間で議論を行う。	西暦奇数年度開講。 02FA606と同一。 非常勤講師
OBDL607	国際租税計画I	1	1.0	1-3					国際課税法についての欧米の重要文献(英語)を講読し、議論する	西暦偶数年度開講。 02FA608と同一。
OBDL608	国際取引と国際私法	1	1.0	1-3	秋A	木7,8	3F320講義室	藤澤 尚江	それぞれの英文資料につき担当の受講者を定め、各受講者は担当英文資料についての報告ペーパーを作成し、授業でのプレゼンテーションを行い、これを踏まえてクラス全体で討議する(プレゼンテーション、討議は日本語で行う)。	02FA609と同一。
OBDL609	米国民事訴訟法	1	1.0	1-3					米国の民事訴訟法に関する文献を講読し、講義形式で概説する。主に連邦裁判所を中心とする民事訴訟手続のアウトラインを理解することを目的とする。講読する文献の分野や内容は、年度によって異なる。米国連邦民事訴訟法に関する基礎的な英語文献を講読し、米国連邦民事訴訟法に関する基本的知識の習得を目的とする。報告担当者が講読予定部分をあらかじめ邦訳したレジュメをメールによって事前に受講者全員に配布し、各受講者においてこれを確認していることを前提として、受講者全員で議論を行う。必要に応じて、テキスト中の重要判例等も検討しておくことが望ましい。	西暦偶数年度開講。 02FA613と同一。

OBDL610	ドイツ民事訴訟法	1	1.0	1 - 3	春AB	±6	1F120 講義室	大淵 真喜子	ドイツの裁判制度、民事訴訟手続に関する文献を講義形式で概説した後、講読する。講読する文献の分野や内容は、年度によって異なる。ドイツ民事訴訟法に関する基本的なドイツ語文献を講読する。文献は、特定の論点に関するものを読み込むというより、できる限りドイツの学説・判例を読む際にベースとなるような基本的な知識等が得られるような文献を選定する予定である。報告担当者が講読予定部分をあらかじめ邦訳したレジュメをメールによって事前に受講者全員に配布し、各受講者においてこれを検討していることを前提として、受講者全員で議論を行う。専門用語を含めて正確に文意を把握することだけでなく、文献を理解するために必要な背景あるいは基礎的知識を習得することも目的としているので、それらの知識等については、適宜演習の中で触れていく。ドイツ語の文法等の基礎知識があることが望ましい。	西暦奇数年度開講。 02FA614と同一。
OBDL611	外国資本市場法	1	1.0	1 - 3	春C	金7,8	1F119 講義室	木村 真生子	諸外国の証券規制に関する基礎的な文献または最新のトピックを扱う論文を講読すること等を通じて、証券規制の理論的な問題について検討を深めることを目的とする。授業はゼミ形式で行う。各報告担当者を決め、その報告をもとに参加者全員で議論する。博士論文を執筆するための研究へのアプローチ方法についても学ぶ。	西暦奇数年度開講。 02FA624と同一。
OBDL612	国際租税計画II	1	1.0	1 - 3					国際課税の最先端の問題(租税条約法に関する問題を含む。)を論じている外国語文献を講読する。授業は、講義形式で実施し、少人数でテーマについて議論する。報告者・質問者が予め割り当てられた範囲・テーマ等について報告及び質疑を行い、その後、受講者全員で、提示された論点や枠組み等について議論し、国際課税の最先端のテーマについての理解を深める。なお、講読する外国語文献のテーマや内容は、年度によって異なる。	西暦偶数年度開講。 02FA626と同一。
OBDL614	アメリカ証券取引法	1	1.0	1 - 3					主として1934年証券取引所法及び1933年証券法、証券取引委員会(SEC)によるエンフォースメント、州法・コンロンローなどがカバーしている証券取引に係る法を範囲として、当該年度にふさわしいと考えられる、いくつかの重要なトピックを取り上げ、制定法としての連邦法(主として証券法及び証券取引所法)・州法およびそれらに係る裁判例のみならず、コンロンローとして証券取引に関して形成されてきた法準則及びlandmarkとなっている論文や近年の論文を題材として、担当教員による講義形式によって行う。	西暦偶数年度開講。 02FA633と同一。
OBDL630	国際租税計画III	1	1.0	1 - 3	春AB	±7	1F121 講義室	栗原 克文	国際租税についての欧米の重要文献(英語)を講読し、議論する。	西暦奇数年度開講。
OBDL631	国際租税計画IV	1	1.0	1 - 3	秋AB	±7	3F320 講義室	本田 光宏	米国租税法に関連する文献について講読する。報告者が予め割り当てられた分担について報告を行い、受講者全員で提示された論点や枠組み等について議論し、米国租税法についての理解を深める。	西暦奇数年度開講。

専門科目(選択科目)【企業組織と金融分野】

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時間	教室	担当教員	授業概要	備考
OBDL701	現代株式会社法	1	1.0	1 - 3					株式会社法における解釈上および法政策上の現代的諸問題を取り上げ、比較法的観点も考慮する。具体的なテーマの選択については、受講者と相談の上、決定する。参加者に報告を求め、科目担当者がコメントを加え、補足する等をする一方で参加者間で議論を行う。授業は講義形式で行う。	西暦偶数年度開講。 02FA701と同一。 非常勤講師
OBDL706	比較金融法	1	1.0	1 - 3					諸外国(主としてアメリカ、EUおよびEUまたはEEA構成国、コモンウェルス諸国)における金融法に関連する文献を題材に、参加者に報告を求め、科目担当者がコメントを加え、補足する等をする一方で参加者間で議論を行う。	西暦偶数年度開講。 02FA706と同一。 非常勤講師
OBDL707	現代契約法	1	1.0	1 - 3					契約法領域における現代的問題について理解を深めることを目標とする。複数の契約により構成される取引は現代において多くある。このような取引において、それぞれの契約が影響し合うことによって生じる問題について、参加者全員で考える。	西暦偶数年度開講。 02FA707と同一。 オンライン(同時双方向型)
OBDL708	国際会社法	1	1.0	1 - 3	秋A	火7,8	3F320 講義室	大塚 章男	国際的な企業活動において提起される国内外の会社法上の現代的諸問題を、比較法的観点を入れつつ、検討を行うことを目標とする。授業は主として最近の外国語文献を題材に、毎回、報告担当者を決め、その報告をもとに科目担当者がコメントを加え、参加者間で議論を行う。授業は講義形式で行う。	西暦奇数年度開講。 02FA708と同一。

OBDL709	現代民事金融法	1	1.0	1 - 3	春B	土4,5	3F320 講義室	岡本 裕樹	契約交渉・担保・弁済・債権譲渡・債権回収・債権保全などに関する最近の裁判例や文献に現れた民法解釈論上の問題につき、ケーススタディや文献講読などの方法により検討を行う。日本法のほか、ドイツ法の素材を取り扱うこともある。金融法領域における民事上の問題を検討し、議論状況を理解することで、金融法の知識を深めるとともに、裁判例分析や研究報告の基礎を身に付けることを目標とする。基本的な形式としては、毎回、報告担当者を決め、その者による報告をもとに、受講生全員で議論を行う。報告者は、一定の裁判例から報告対象を選択し、その裁判例に関連する従来の裁判例や文献を渉猟して、報告を行う。	O2FA713と同一。 実施方法未定
---------	---------	---	-----	-------	----	------	--------------	-------	---	-----------------------

専門科目(選択科目)【情報テクノロジーと企業分野】

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
OBDL803	知的財産法による情報財保護	1	1.0	1 - 3					情報財保護法制という視点を中心に据えて、法解釈論に限ることなく、制度論、政策論等の多様な視点から、今日の知的財産法全般における諸問題を基に扱い講義形式で概説する。最新の文献講読を基に受講者が報告と議論する。	西暦偶数年度開講。 O2FA803と同一。
OBDL804	企業ノウハウと従業員	1	1.0	1 - 3	春C	応談		川田 琢之, 潮海 久雄	雇用形態の変化、企業間競争の構造変化等の現象に伴って、企業に蓄積される営業秘密やノウハウといった情報資産の保護・管理と従業員の労務管理をいかにバランスさせるのかという問題は、経営・実務の上のみならず、法理論的にも極めて重要な課題であるといえる。本科目では、情報資産の保護・管理の側面として知的財産法の観点から、労務管理の側面として労働法の観点から、それぞれ検討を行って、履修者各自が考察の機会を得ることを目的とする。	西暦奇数年度開講。 O2FA804と同一。
OBDL805	電子社会と法	1	1.0	1 - 3					科学技術の進展が既存の法制度にどのような影響を与え得るのかについて、参加者と共に考える。具体的には、AIと法、人工知能の法主体性などについて検討する。授業はゼミ形式で行う。各回報告担当者を決め、その報告をもとに参加生全員で議論する。博士論文を執筆するための研究へのアプローチ方法についても学ぶ。	O2FA805と同一。 2021年度開講せず。
OBDL806	現代知的財産法	1	1.0	1 - 3	春AC	土4	3F320 講義室	潮海 久雄	知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)における現代の重要課題について、欧米との比較法をとおして検討する。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 O2FA806と同一。
OBDL807	欧米知的財産法	1	1.0	1 - 3					欧米の知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)における問題点や近年の動向を検討する。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 O2FA807と同一。 2021年度開講せず。
OBDL808	アメリカ知的財産法	1	1.0	1 - 3					米国の知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)の法制度・裁判例について、英語資料を参照しつつ、比較法的検討を行う。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 O2FA808と同一。 2021年度開講せず。
OBDL809	比較知的財産法	1	1.0	1 - 3					知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)の制度・運用について比較法的検討を行う。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 O2FA809と同一。 2021年度開講せず。
OBDL810	知的財産法の現代的課題	1	1.0	1 - 3					知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)が抱える現代の諸問題を多角的に検討する。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 O2FA810と同一。 2021年度開講せず。
OBDL811	外国知的財産法	1	1.0	1 - 3	秋C	土2,3	3F320 講義室	潮海 久雄	知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)の国際的な問題点や近年の動向を検討する。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが要件である。 O2FA811と同一。

専門科目(選択科目)【社会・経済法分野】

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
------	-----	------	-----	--------	------	-----	----	------	------	----

OBDL903	比較労働法の基礎I	1	1.0	1 - 3	通年	応談	川田 琢之	労働法分野の比較法研究に必要な外国法の知識、外国語文献の分析方法、比較法的検討の手法について、基礎的な能力の習得を図る。出席者の問題関心を考慮しつつ選定した、労働法分野の外国語文献(基本的に英語文献を想定)を出席者全員で講読し、内容の確認、内容の理解を確認する質疑を行うほか、必要に応じて担当教員が関連する外国法に関する解説を行う。授業は講義形式で行うが、上記のとおり、出席者は選定された文献を事前に読み込み、質疑等に参加することが求められるので、その点では実質的に演習的要素を伴う。比較労働法の基礎IIと共通コンセプトの科目であるが、取り上げる文献は毎年異なるものとするので、具体的な授業内容は比較労働法の基礎IIとは異なったものとなる。	「比較労働法の基礎II」と同様のねらいを持った科目であり、両科目を隔年で開講する。講読文献は両科目で異なるものとし、どちらを先に受講してもよい。春学期開始後に履修登録者と相談の上で年間の授業計画を決定する。西暦奇数年度開講。02FA903と同一。
OBDL904	現代社会保障法	1	1.0	1 - 3	春学期	応談	渡邊 絹子	社会保障法における法政策上の現代的諸問題を取り上げ、比較法的観点も考慮しつつ、受講者との議論を通じて論点に対する理解を深め、思考力・論理力の養成を図ることを目的とする。授業では、受講者が基本報告を担当し、それをもとに参加者全員で議論する。具体的に取り上げるテーマの選択については、受講者と相談の上、決定する。	労働判例研究同日3・4時限に開講 02FA911と同一。
OBDL905	比較労働法の基礎II	1	1.0	1 - 3				労働法分野の比較法研究に必要な外国法の知識、外国語文献の分析方法、比較法的検討の手法について、基礎的な能力の習得を図る。出席者の問題関心を考慮しつつ選定した、労働法分野の外国語文献(基本的に英語文献を想定)を出席者全員で講読し、内容の確認、内容の理解を確認する質疑を行うほか、必要に応じて担当教員が関連する外国法に関する解説を行う。授業は講義形式で行うが、上記のとおり、出席者は選定された文献を事前に読み込み、質疑等に参加することが求められるので、その点では実質的に演習的要素を伴う。比較労働法の基礎Iと共通コンセプトの科目であるが、取り上げる文献は毎年異なるものとするので、具体的な授業内容は比較労働法の基礎Iとは異なったものとなる。	「比較労働法の基礎I」と同様のねらいを持った科目であり、両科目を隔年で開講する。講読文献は両科目で異なるものとし、どちらを先に受講してもよい。春学期開始後に履修登録者と相談の上で年間の授業計画を決定する。西暦偶数年度開講。02FA912と同一。